

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

株式会社岩崎製作所

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
( 資 産 の 部 )	( 1,532,102,893 )	( 負 債 の 部 )	( 1,096,971,852 )
流 動 資 産	1,413,606,184	流 動 負 債	1,047,792,852
現 金 及 び 預 金	74,354,266	買 掛 金	109,036,971
売 掛 金	1,162,853,343	短 期 借 入 金	750,520,193
原 材 料	52,284,857	未 払 金	1,377,938
仕 掛 品	123,272,187	未 払 費 用	155,201,455
前 払 費 用	582,947	未 払 法 人 税 等	11,845,926
未 収 入 金	258,584	未 払 消 費 税 等	13,802,342
		工 事 損 失 引 当 金	5,779,021
		そ の 他	229,006
固 定 資 産	118,496,709	固 定 負 債	49,179,000
有 形 固 定 資 産	112,290,842	退 職 給 付 引 当 金	49,179,000
建 物	66,331,136	( 純 資 産 の 部 )	( 435,131,041 )
構 築 物	2,118,329	株 主 資 本	435,131,041
機 械 及 び 装 置	8,005,762	資 本 金	50,000,000
工 具 器 具 備 品	3,144,479	資 本 剰 余 金	11,745,000
土 地	32,691,136	資 本 準 備 金	11,745,000
無 形 固 定 資 産	538,627	利 益 剰 余 金	373,386,041
ソ フ ト ウ ェ ア	140,667	利 益 準 備 金	755,000
電 話 加 入 権	397,960	そ の 他 利 益 剰 余 金	372,631,041
投 資 そ の 他 の 資 産	5,667,240	繰 越 利 益 剰 余 金	372,631,041
敷 金 及 び 保 証 金	5,667,240	( 当 期 純 利 益 )	( 43,769,909 )
合 計	1,532,102,893	合 計	1,532,102,893

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法

#### ②無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ①退職給付引当金

退職給付引当金は従業員の退職金支払に備えるため会社の規定により計上しています。

#### ②工事損失引当金

当事業年度末において見込まれる、未引渡工事の将来の損失発生に備えるため、見込額に基づき計上しております。

### (4) 収益および債権

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務に配分する

ステップ5:履行義務を充足した時点で(または充足するに依りて)売上高を認識する

当社は、液晶ガラス基板収納用のワイヤーカセット、FPDおよび半導体関連装置の周辺機器及びその他の搬送・自動化関連機器の製造販売を主な事業としています。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しています。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価で算定しています。なお、返品に関する重要な契約および重要な変動対価はありません。

履行義務を充足した後の通常の支払期限は、請求月から概ね1ヶ月以内です。また、顧客との契約には重大な金融要素が含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、貸借対照表に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。経過的な取扱いでは、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合に累積的影響額があれば、当事業年度の期首の利益剰余金に加減することになっていますが、当該期首残高に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

90,000株

## 6. その他の注記

該当事項はありません。